

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第17回）
開 催 日	平成25年2月5日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後9時00分 まで
開 催 場 所	白岡市役所 3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫 委 員 柴山 利幸 委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲 計 11 人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 柳 祐作 計 1 人
説明員の職・氏名	市民協働課 参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏名	市民協働課 参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第17回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ 今後のスケジュール（案） 【資料番号1】 ・ 第16回自治基本条例市民推進会議会議録 【資料番号2】 ・ 第4回作業部会結果 【事前資料】

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	<p>1 開会 開会を宣する。</p>
齋藤会長	<p>2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。</p>
齋藤会長	<p>3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を努める。) 議題の前に事務局から報告したいことがあるとのことである。報告をお願いする。</p>
事務局（千葉）	<p>1月24日に開催された議会全員協議会において、市民推進会議における住民投票条例の検討状況について報告を行った。</p> <p>本会議で使用した資料と同様のものを各議員にも配布し、住民投票条例に規定されるべき主な事項を説明するとともに、本会議において各委員から出された主な意見を紹介した。</p> <p>議会も住民投票条例については高い関心を持っており、たくさんの質問・意見をいただいた。</p> <p>議員から出された主な意見をご紹介させていただく。</p> <p>Q1（議会） 住民投票の投開票に要する費用はどのくらいかかるのか。 A1（事務局） 1000万円程度である。</p> <p>Q2（議会） 住民投票に付すことができない事項（除外事項）の具体的内容を説明してほしい。 A2（事務局） 先進市町で規定している除外事項について、なぜ、除外することとしているのかを一つ一つ説明した。</p> <p>Q3（議会） 住民投票に付されることが想定される事項 A3（事務局） 具体的な想定についての説明はしなかったが、市を二分するような事項について、市民の総意を確認する必要がある事項と説明した。</p>

	<p>Q4（議会） 議会の議決要件や請求要件を規定しないということは議会については地方自治法に規定されている議会の発議権と議決のルールをそのまま準用するということが解釈してよいのか</p> <p>A4（事務局） 検討の段階であり、今後も議論を重ねながら検討していくこととしているため、自治法の規定を準用するということが決まったわけではないと説明した。</p> <p>* その他の意見は以下のとおり。</p> <p>①住民投票がいかに重要なテーマであるか、市から市民に周知していくことが重要である。</p> <p>②市長や議会は選挙で選ばれているので、大きな過失や間違った行動をとると、次の選挙で厳しい結果が待っている。市長や議会は、その職責を賭け、そんな厳しさの中でまちづくりに携わっている。そのことを踏まえながら、市民の住民投票の請求要件などについて議論してほしい。</p> <p>③住民投票はできるだけ重要なことに対して実施されるべきものなので、住民投票の請求のハードルは高くしてほしい。</p> <p>今回、議会に対して本会議の検討の進捗状況について報告した意図としては、各議員に住民投票の概要について御理解いただくとともに、事務局が作成する条例案の参考にするため、各議員のお考えをお伺いしたものである。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。御意見等があればお伺いしたい。</p> <p>（意見等なし）</p> <p>(1) 提言書の作成に向けた意見等の整理</p> <p>* 事前に郵送した資料の別紙2に基づき、作業部会の検討結果について報告を行った。</p>
齋藤会長	<p>作業部会では、別紙2の「1 方向性がまとまった事項」のとおり意見がまとまった。そのとおり決定してよいか皆さんの御意見を伺いたい。</p>
A委員	<p>何点か確認させていただきたい。住民投票に付すことができる事項の限定列</p>

	<p>挙する項目について、作業部会ではどんな議論があったのか。</p>
B委員	<p>全体会では議論あったが、作業部会では議論していない。限定列举とは、住民投票の対象から除外される事項をできるだけ限定するという意味である。</p>
A委員	<p>どのように限定列举する項目を決めるのか。</p>
J委員	<p>項目については作業部会等で考えていく必要がある。</p>
A委員	<p>投票資格者については、全体会で「年齢要件を18歳以上にしたらどうか」という意見があったと思うが、作業部会ではそのような議論はなかったのか。</p>
J委員	<p>年齢要件等の議論もあったが、色々な御意見が出ていたので、ひとつにまとめるのは難しいだろうということになった。国でも公職選挙法の改正などを考えているということもあるので、それに合わせるということで、「公職選挙法に定められた要件」とした。</p>
B委員	<p>国民投票法は年齢要件を18歳としているが、公職選挙法等が改正されなければ18歳に投票権が与えられない。作業部会としては、それに合わせた形である。また、投票資格者を公職選挙法と同じ要件とすれば通常選挙と同時に実施でき、住民投票を実施しやすくなるのではないかという考えもあった。</p>
A委員	<p>「投票が不成立であっても開票する。」とあるが、開票結果をどのように使うのかが決められていなければ開票する意味がないのではないか。その辺りの議論はしたのか。</p>
C委員	<p>せっかく市民が投票したのだから開票しなければならないのではないかと考える。また、投票結果は「尊重義務」だけなのだから、開票して市民がどのように考えているのかを確認・公表した方がよいのではないかと思う。</p>

A 委員	投票率が成立要件に満たない結果となったら、「不成立」ということで全てではないかと思う。
D 委員	市内を2分するような重要事項の投票結果なのだから、貴重な情報として開票結果を公表した方がよいと考える。
齋藤会長	他に意見がないようであれば、このような方向でまとまったということとする。それでは、引き続き検討事項に入る。
齋藤会長	* 検討事項1～3について内容の説明を行った。 それでは、「検討事項1 一定の署名数が集まれば、除外事項であっても必ず住民投票を実施できるようにするか否かについて」御意見をお願いしたい。
C 委員	住民投票の対象から除外する事項についての検討が途中になっていたがその項目をどのように決めるのかということではないのか。
J 委員	本来は除外されるべき事項であるが、それでも多くの住民から投票の必要性が出されれば、住民投票を実施できるようにするべきかどうかということである。
A 委員	そういうことになると、先ほどの方向性がまとまった事項の「除外される事項を限定列挙し」という部分が否定されるということか。
B 委員	「但し書き」で例外規定を設けるということである。
D 委員	他市町の条例には、そのような規定の入ったものはあるのか。
事務局（千葉）	事務局で調査した限り、そのような市町はなかった。
B 委員	除外事項の規定と矛盾するのでそういうところはないだろう。法律で議会や

	<p>市長の権限は定められているので、除外事項は作らないというところもある。</p>
C委員	<p>除外事項は作らない方がすっきりするかもしれない。</p>
A委員	<p>除外事項を限定列挙するのだから、その例外規定を設けるとするのは理解しにくい。</p>
J委員	<p>限定列挙で掲げる項目を決めないと検討できないのではないかな。</p>
E委員	<p>一定数以上の署名を集めれば除外事項でも住民投票できるようにするということが、一定数とはリコールとあまり変わらない数字くらいの数字が必要になると思うので、その例外規定はあまり意味がないのではないかな。</p>
B委員	<p>この検討事項は、無理があるのではないかなと思う。</p>
D委員	<p>それもあるが、「住民投票に付することが適当でないと認められる事項」という規定は、どの市町村にもあるが、この規定は入れないということもひとつではないかな。適当でないと誰が判断するのかとなる。限定列挙にしてあいまいなものを無くすということであれば、この規定はいらないと思う。</p> <p>その代わり「一定数以上の署名を集めれば除外事項でも住民投票できるようにする」という規定は入れない。</p>
事務局（千葉）	<p>「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」という規定は条例には入れない方がよいという話があった。これについても、議会全員協議会で説明したが、議会側からは特に意見は出ていなかった。</p> <p>この事項については、現時点では想定できないが、将来的に住民投票に付する事項が出てきた場合のために入れている事項である。今後、条例案を作成していく中で、庁内会議や議会等の意見を聞くこととなるが、場合によっては、委員の皆さんの意向には添えないこともあるということをお知らせしたい。</p>

F委員	<p>「その他住民投票に付することが適当でない」と認められる事項」を入れてしまうと、限定列挙するという意味がなくなってしまうし、議論が無駄になってしまう。これが議会等の意向で変わってしまうということになると、話し合いをして損したということになる。</p>
G委員	<p>「その他住民投票に付することが適当でない」と認められる事項」は入れないほうがよいと思うが、結局は条例には入ってしまうと思う。その場合に、適当でない」と認められて住民投票ができなくなった場合には、一定の署名を集めれば住民投票をしなければならないということにできないのか。</p>
金子参事	<p>条例が制定された際には逐条解説も一緒に公表する。そして、「その他住民投票に付することが適当でない」と認められる事項」という規定についても、どのような考え方で規定したのかを逐条解説に表し、違う解釈で運用されないようにしていくこととなる。</p>
B委員	<p>今は、制定時の考え方や方向性が書かれている逐条解説が作成され、公表されるということが多い。</p>
A委員	<p>提言書には、「その他住民投票に付することが適当でない」と認められる事項」という規定はどのような考え方により規定されるべきものを明記しておく必要がある。</p>
H委員	<p>「その他住民投票に付することが適当でない」と認められる事項」として住民投票を実施しないこととした場合には、その理由をしっかりと説明、公表するというのであればよいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>検討事項1については、「除外事項であっても必ず住民投票を実施できるようにはしない」ということとする。</p> <p>続いて、検討事項2「和光市の規定と同様に、一定の署名数を集めれば議会の議決を経て住民投票を実施できるようにするか否か。」について検討を行う。</p>

B委員	<p>検討事項2には、地方自治法の規定により、市民は50分の1以上の署名を集めれば市長に対して条例制定を請求できるが、その要件を少し緩和する規定を設ける考え方と、その地方自治法の規定は十分に周知されていないので。市民に周知するという意味で、条例に地方自治法と同様の規定を入れるという考え方があると思う。</p>
A委員	<p>和光市の条例について、事務局で調査してもらえたか。</p>
事務局（千葉）	<p>和光市の条例の規定を読み上げ、説明した。</p>
B委員	<p>和光市において1000人は、50分の1をちょっと下回るくらいの数字である。</p>
事務局（河野）	<p>和光市の条例は、当初の規定は個別付議のような形であり、1000人の署名を集めれば、市長に対して住民投票の実施を議会に諮るよう請求でき、議会が議決することで実施できるというものであった。そして、「有権者の6分の1以上の署名を集めれば、議会への付議を省略して住民投票を実施することができる。」という規定は後から付けたしたものである。このように、和光市では、もとの条例の規定を活かしながら追加したので2段階のような形になったと思われる。</p>
A委員	<p>6分の1というのは、おおむね1万人くらいなのか。</p>
事務局（千葉）	<p>そうである。当初の条例案では「1万人以上の署名」という規定だったそうだが、議会から、人口が変動することを考慮するべきであるという意見があったことから、「6分の1」という文言に修正したようである。</p>
齋藤会長	<p>和光市のように、市民の住民投票の請求を2段階にする必要があるのかどうかお考えいただきたい。</p>

C委員	<p>地方自治法の条例の制定・改廃の直接請求と同様の規定を条例に入れた方が市民にとっては分かりやすいのではないかと。</p>
D委員	<p>市民は地方自治法の条例の制定・改廃の直接請求制度をよく知らないと思うので、それに準じた規定を入れておいた方がよいのではないかと。</p>
B委員	<p>そのような規定を入れるのであれば、地方自治法の規定より署名数を緩和した方がよいと思う。</p>
A委員	<p>地方自治法の規定に基づいて、住民投票の請求ができるのなら、条例に規定する意味はないのではないかと。</p>
事務局（千葉）	<p>*地方自治法の条例の制定・改廃の直接請求についての規定を読み上げた。</p>
H委員	<p>地方自治法の規定と同じ署名数にするのなら条例に規定する意味はないのではないかと。しかしながら、同法の規定より緩和するのであれば、真新しさもあり意味があると思う。</p>
E委員	<p>一定の署名数を集めれば議会の議決を経て住民投票を実施できるようにもするというのであれば、「有権者の〇分の1の署名を集めて市長に投票の実施を請求することができる。ただし、50分の1の署名を集めることができれば議会の議決を経て投票を実施することができる。」という規定にするべきである。</p> <p>つまり、議会の議決を経ての住民投票を主とした規定ではなく、一定以上の署名を集めて市長へ請求すれば無条件で住民投票が実施できるという規定を主とするべきである。和光市とは逆の規定の仕方にした方がよい。</p>
齋藤会長	<p>署名を集める数としては、50分の1でも60分の1でもあまり変わらないので、提言書には、こんな請求の方法もあるということを入れておけばよいのではないかと。そうすれば、市民にも地方自治法の直接請求の規定について啓蒙できる。提言書にはそのように記載することとしたい。</p>

齋藤会長	<p>続いて、検討事項3「市民が住民投票の請求をする際の要件及び成立要件について」検討を行う。作業部会の議論の内容も含めて、議長提案として成立要件等を説明させていただきたいと思う。</p> <p>成立要件を有権者の2分の1とした場合、その4分の1の票数で投票に付された事項の可否が決定するので、請求要件を4分の1以上とするのは厳しいのではないかと、また、住民投票の成立要件としては、反対派の人たちが住民投票を成立させないために、投票をボイコットすることも想定し、投票率2分の1以上に加え、「投票率が2分の1に満たない場合でも、投票に付された事項の可否のどちらかに有権者の3分の1以上の票が集まった場合は成立する。」ということにしたらどうか。</p>
E委員	<p>開票するということが前提になるのか。</p>
J委員	<p>開票しなければ結果は分からないので、開票が前提である。</p>
F委員	<p>ここにいる人は意識が高いと思うし法律的な話も聞いている。でも、これから、新しく市に入ってくる人が増えてくる中で、また、市長選挙でも投票率が50%に達しない中で、成立要件が2分の1というのは厳しすぎると思う。</p> <p>はっきり言って、みんなそんなに興味はないと思う。生活が変わるんだっただけで行くけど、住民投票に行っても尊重するだけなんだからどうせかわらないと思っている。</p> <p>この会議の空気の方が一般に比べて高くなっているのだから、一般の人の考え方とはかけ離れている。そうすると、市民と協働する意味がなくなってしまう。それは、市民協働ではなくて、役所のお手伝いをするボランティアをやっているだけである。市民の意見を反映させようとするのであれば、成立要件をもっと低いハードルで決めるべきである。</p> <p>投票率が50%を超えることはもうないと思う。みんなそんなに興味はない。この会議にも興味がない。だんだん会議に出てくるのが嫌になっている。自分に時間があり、意識が高ければいくらかでも参加できるが、そんなに時間も取れないので作業部会にも参加できない。</p>

	<p>それが今の状況である。その前提を考えずに成立要件を50%にすることは疑問である。なぜ成立要件が投票資格者の3分の1以上の投票率では駄目なのか。前回の会議で、2分の1では厳しすぎるし3分の1では緩すぎるので40%が現実的なのではないかと言わせてもらったが、それがなくなってしまって2分の1となってしまうのでは、この会議は自分の来るところではないと思ってしまう。</p>
E委員	<p>住民投票の請求要件のハードルは下げようという考え方には同感だが、成立させることを目的にその要件を下げて条例をつくるのはどうかと思う。成立要件をどのくらいの投票率にするのが正しいのかを検討するよりは、成立要件を設けず、全て開票してその結果は尊重してもらおうということにした方が、筋が通るのではないか。</p>
F委員	<p>成立要件を設けて、それをクリアした結果だということは、それをしっかりと尊重してもらおうための唯一の武器になると思う。</p>
E委員	<p>そのとおりだと思うが、成立しそうにないから成立要件を下げるというのは本末転倒なのではないかと思う。</p>
F委員	<p>我々は市民なのだから、この会議では現状に近づける責任があると思う。市長を選ぶことくらい重要なことはそんなにないと思うが、その選挙の投票率は2分の1に達していない。それなのに、住民投票の成立要件を2分の1にすることが現実に合っているのかどうかということである。</p>
E委員	<p>作業部会でもそのような話はあったが、3分の1、4分の1とか、5分の1とかにする場合、それらが納得できる数字なのかどうかということが気になっていた。そう考えると、投票率が50%と仮定すると、その過半数で投票結果が決まることになるので、4分の1という数字には説得力があるのではないか。</p>
D委員	<p>投票結果を議会や市長に尊重してもらい、市政運営に反映するためにはそれ</p>

	<p>なりの裏づけと根拠がなければならぬだろうということで、50%の投票率で過半数の同意ということを作業部会では考えていた。ただ、先ほど話しがあった現実論もあるので、成立要件を無くしてその投票結果の尊重はお任せしますという形でもよいのではないかと。</p> <p>50%の投票率で過半数の同意という数字にはそれなりの根拠があると思うが、3分の1や4分の1ということになるのであれば成立要件をなくして投票者の過半数の結果を持って尊重してもらおうということでもよいのではないかと。</p>
C委員	<p>4分の1の請求要件のみで成立要件は設けない方がいいと思う。成立要件2分の1というのは絶対に無理だと思う。</p>
H委員	<p>成立要件は低くして、請求要件はハードルを高くするのがよいと思う。</p>
A委員	<p>自治基本条例を検討したときの議論では、請求要件に重きを置いて成立要件についてはあまり考えていなかった。それは、住民投票の対象となるものは、それほど重要な項目が要求されるということだからである。</p> <p>先ほど投票率の話があったが、あれは、解釈によっては誰が当選しても変わらないということではないか。もしあの人当選すれば変わるということであれば、もっと投票率は上がったのではないかと。その時の条件によって投票率はかなり変わると思うので、投票率を議論して成立要件を決定することは意味がないのではないかと。何について投票を行うのかによって投票率はだいぶ変わると思う。</p>
H委員	<p>成立要件は定めない方がよいのではないかと。</p>
F委員	<p>成立要件を決めずに結果を全て尊重ということになると、結果は参考意見的に尊重しましたということにしかならないと思う。それでは、住民投票条例の必要性も、時間とお金をかけて住民投票を実施する意味も分からない。</p> <p>必要なのは住民の意思として投票結果をどこにでも突きつけられるように、</p>

	<p>議会や市長にしっかりと尊重を求められるようにしなければならないと思う。</p> <p>だから、投票結果はしっかりと成立したものでなければならないので、その成立要件は必要である。ただ、成立要件をあまり高くして現実とかけ離れてしまうようではいけないと思っている。</p>
E委員	<p>投票結果に力を持たせるのであれば、投票率が高くなければ意味はないのではないか。少なくとも過半数の人が投票行動をした結果なので尊重してくださいというのでなければ意味がないのではないか。</p>
F委員	<p>先ほどの話であったように、投票に行かなかった50%の人が、どちらが当選してもかまわないと思っていたのならよいが、どうでもよいと思っていた可能性もある。そのどうでもよいと思っている人のことは、この会議にいる人からすれば、何で選挙に行かないのかと感ずると思うが、50%の人がどうでもよいと考えて選挙に行かないのが現実である。</p> <p>本当に市のことを考えて、住民投票をしようと考えている人たちが、どうでもよいと考えている人に邪魔されて、不成立になってしまうことを危惧してしまう。</p>
E委員	<p>数字としては2分の1でなくてもよいかもしれないが、それ以外の数字とした場合に、他の人が納得できる根拠を示すことができるのかと作業部会では話していた。それが実際の投票率で決めるというのはちょっと違うのではないかと思う。</p>
F委員	<p>根拠という意味では、先ほど会長から説明のあった3分の1は説得力があったので、なんで、成立要件が3分の1だけでは駄目なのかと思った。</p>
B委員	<p>住民投票請求ができるのは住民だけでなく、議会や市長にもその権限がある。</p> <p>議会と市長の対立により住民投票が行われた場合でも3割、4割の投票率で成立ということになってもよいのかという議論が作業部会ではあった。</p> <p>市民側だけでなく総体的に考えていく必要がある。</p>

E委員	投票率50%ということで成立要件は4分の1でよいのではないか。その方が3分の1よりも説得力があるのではないか。
I委員	納得できるのは多数決だと思う。有権者の4分の1ということでよいのではないか。
C委員	成立要件はどのようになるのか。
J委員	<p>まずは有権者の2分の1以上の投票率でそれに満たなかった場合でも有権者の4分の1以上の票が可否どちらかに集まれば成立ということでどうか。</p> <p>また、成立要件が4分の1であれば、請求要件は4分の1より少ない署名数としなければおかしくなってしまう。有権者の4分の1以上の署名が集まれば投票をするまでもないということになる。</p>
E委員	成立要件は有権者の4分の1以上にすることにしたらどうか。
D委員	多数決ということにしたらどうか。住民投票を実施したら結果は多数決で決めて受け止めるということでよいのではないか。
G委員	住民投票に行かないということ、住民投票の実施に反対しているというように解釈することもできるので、投票に行かないということで民意を反映できないということにはならないと思う。
D委員	成立要件を3分の1とか4分の1にしても、根拠の説明が付かない。やはり、投票を実施した以上、その多数決で結果を決めるということでよいのではないか。
J委員	成立要件がなければ、どんなものでも2年間は再請求ができなくなってしまうが、それでよいのか。
G委員	請求要件を厳しくして成立要件を緩くするのか又は成立要件を無くすのか、

	<p>それとも、その請求要件を緩くして成立要件を厳しくするのかを決めた方がよい。</p>
J委員	<p>今までの議論の流れでは、請求要件を緩くして成立要件をしっかりと規定することになっている。</p>
G委員	<p>そういうことであれば、やはり成立要件は必要となるのか。</p>
B委員	<p>請求はできるが、成立させることができないというのではしょうがないということで、成立要件についても検討を行っている。</p>
齋藤会長	<p>続いて請求要件について検討を行う。</p> <p>仮に成立要件を4分の1ということにした場合、請求要件がそれよりも少ない数というのではおかしい。4分の1よりも多い人が請求しているのであれば最初から成立しているのだから投票をする必要も意味もない。</p> <p>請求要件としては、成立要件である4分の1の半分である8分の1は必要であると考えているがいかがだろうか。</p>
B委員	<p>有権者の8分の1ということは、5000人である。</p>
D委員	<p>5000人という数字は、個人で活動してはとても無理な数字である。</p>
J委員	<p>住民投票の実施に向けた活動は組織でなければ難しいと思う。</p>
B委員	<p>請求要件は有権者の8分の1として、成立要件は「有権者の過半数の投票率、また、それに満たない場合でも、投票に付された事項の可否のどちらかに有権者の3分の1以上の票が集まった場合は成立とする。」ということが会長からの提案である。</p>
A委員	<p>全て開票するということについては、疑問が残るが、永続的にこの要件で決</p>

<p>F 委員</p> <p>I 委員</p> <p>齋藤会長</p> <p>齋藤会長</p> <p>事務局（千葉）</p> <p>金子参事</p>	<p>まるわけではないだろうから、この内容でよいのではないか。</p> <p>投票率2分の1以上というのは入れる必要がないと思う。そこだけ気にかかっている。</p> <p>根拠の説明もできるし、よいのではないか。</p> <p>本日の検討結果を再度作業部会で検討してその結果をもう一度全体会で図ることとする。</p> <p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p> <p>次回会議の日程及び前回会議の会議録について説明、依頼を行った。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>
--	---